

平成 30 年 7 月豪雨等に伴う災害復旧工事等における

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

お 知 ら せ

岡山県土木部技術管理課

平成 30 年 7 月豪雨等に伴う災害復旧工事等において、労働者を地域外から確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」（以下、設計変更対象間接費という。）について、現行の積算基準による積算と実際にかかる費用の間に乖離が生じる可能性があるため、受注者の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更できることとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

岡山県が発注する平成 30 年度発生災害又は令和元年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事で、労働者の確保が困難な工事（既発注工事も対象）

2 対象となる間接費

設計変更対象間接費は、下記に示す費用となります。

(1) 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

(2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

3 事前協議

間接費の設計変更を請求する場合は、実施計画書（様式 1）により、監督員と協議してください。

4 実績報告

最終精算変更時点において、実績報告書（様式 2）及び設計変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類など）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議してください。

5 設計変更

設計変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準に基づき算出した額における設計変更対象間接費の金額を差し引いた費用を加算します。

【問い合わせ先】

土木部技術管理課管理情報班

TEL 086-226-7410